

氷見市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

市行動計画の目的

新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)は、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要がある。平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。氷見市においても、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することを目的として、市行動計画を作成した。

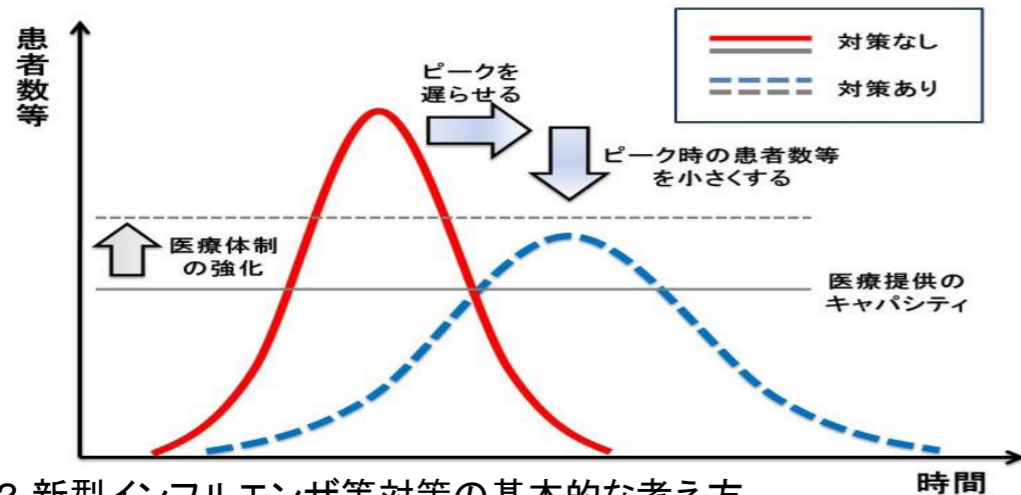
市行動計画の構成

I はじめに

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 2 取組みの経緯

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
次の2点を主たる目的として対策を講じる。
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
(2) 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
(1) 基本的人権の尊重... 緊急事態措置実施時には、必要最小限の制限とする。
(2) 危機管理としての法の性格... 緊急事態措置はどのような場合でも講じるものではない。
(3) 関係機関相互の連携協力の確保... 政府対策本部、県対策本部と緊密な連携を図る。
(4) 記録の作成・保存... 市対策本部における対応は、記録を作成・保存・公表する。
- 4 新型インフルエンザ等が発生したときの被害想定
- 5 対策推進のための役割分担
- 6 市行動計画の主要6項目
- 7 発生段階

III 各段階における対策

	発生段階ごとの主な対策					
	未発生期 新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外発生期 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	県内未発生期 県内で新型インフルエンザ等が発生していない状態	県内発生早期 県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内感染期 県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	小康期 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
目的	体制の整備	国内発生が遅延と早期発見 相談・医療体制の整備	県(市)内発生に備えた体制の整備	感染拡大を可能な限り抑える。 適切な医療の提供 感染拡大に備えた体制の整備	医療体制の維持 健康被害、市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。	市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
(1) 実施体制	市行動計画等の策定 体制整備や訓練の実施	【政府及び県は対策本部を設置】	国の緊急事態宣言時は市新型インフルエンザ等対策本部を設置			緊急事態宣言が解除された場合、対策本部を廃止
(2) 情報提供・共有	ホームページ、広報ひみ、CATV等あらゆる媒体を活用した情報提供					
(3) 予防・まん延防止	相談窓口の設置準備	新型インフルエンザ等相談窓口の設置(周知)			相談窓口の縮小・中止	
(4) 予防接種	基本的な感染予防対策の啓発					
(5) 医療		◆県の行う外出自粛、施設の使用制限等への協力				在宅療養患者等への支援 ◆県の行う臨時の医療施設の設置への協力
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	要援護者への生活支援の検討・調整 火葬能力の把握	住民接種の実施				
	消費者としての適切な行動の呼びかけ					
		◆水の安定供給 ◆生活関連物資等の価格安定の要請				◆要援護者への生活支援 ◆埋葬・火葬の特例、遺体一時保管場所の確保
◆ 国の緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置						